

官報

号外 平成七年二月九日

○第百三十二回 参議院會議録第四号

平成七年二月九日(木曜日)

午後四時十六分開議

○議事日程 第四号

平成七年二月九日

午後四時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(平成五年度決算の概要について)

○本日の會議に付した案件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員辭任の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員等各種委員の選舉

一、兵庫縣南部地震災害対策に関する決議案

(陣内孝雄君外七名發議)(委員會審査省略要求事件)

一、兵庫縣南部地震災害に対する國際的支援等に感謝する決議案(小川仁一君外十名發議)

(委員會審査省略要求事件)

一、平成六年度一般會計補正予算(第一号)

一、平成六年度特別會計補正予算(特第一号)

一、平成六年度政府關係機關補正予算(機第一号)

一、日程第一

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

一、青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般會計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、平成六年度の水田官農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。平井卓志君から裁判官彈劾裁判所裁判員を辭任したと申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(原文兵衛君) この際、裁判官彈劾裁判所裁判員 国土審議会委員各一名の選舉を行います。

つきましては、これら各種委員の選舉は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に伊江明雄君を、国土審議会委員に井上哲夫君を、それぞれ指名いたします。

○議長(原文兵衛君) この際、お諮りいたします。陣内孝雄君外七名發議に係る兵庫縣南部地震災害対策に関する決議案及び小川仁一君外十名發議に係る兵庫縣南部地震災害に対する國際的支援等に感謝する決議案は、いずれも發議者要求のとおり委員會審査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、両案を議題といたします。まず、發議者から順次趣旨説明を求めます。陣内孝雄君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔陣内孝雄君登壇、拍手〕

○陣内孝雄君 ただいま議題となりました自由民主、日本社会党、護憲民主連合、平成会、新緑風会、新党・護憲リベラル・市民連合及び二院クラブの共同提案に係る兵庫縣南部地震災害対策に関する決議案につきまして、發議者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、趣旨説明に先立ち、今回の災害により亡くなられた多くの方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に對しまして心からお見舞いを申し上げる次第であります。

案文を朗読いたします。兵庫縣南部地震災害対策に関する決議案 一月十七日早朝発生したマグニチュード七・二の兵庫縣南部地震は、死者・行方不明者五千人を超え、家屋損壊十万余、避難生活を送る住民三十万人を数える未曾有の大災害となりました。

本院は、ここに院議を以て深甚なる哀悼の意を表するとともに、罹災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

この災害が多数の被災者の生活に甚大かつ深刻な被害をもたらした、内外の経済に大きな影響を与えていることを重大に受け止め、現行法制において最大限の措置を講じていくとともに、万全な救済と復旧、復興を図っていくため、必要な場合には新たな立法措置を講ずるなど、国家を挙げて取り組んでいくことが重要である。

政府においても、かつて経験したことのない都市直下型地震による激甚なる被害の特殊性にかんがみ、兵庫縣及び神戸市をはじめ被災自治体との緊密な連絡のもとに、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、特に次の事項について万全の対策を期すべきである。

一、被災地の住民救済及び住居・ライフライン等の確保による生活基盤の復旧を促進し、民生の安定を図るとともに、國際港神戸港を據する神戸市の産業・物流の拠点としての重要性にかんがみ、道路・鉄道・港湾等交通、産業基盤の緊急な復興を促進し、地場産業の再建援助、雇用の安定を図ること。

一、災害復旧、復興に係る財政、税制、金融措置については万全を期すること。

一、地震予知のための観測研究の充実に努めるとともに、災害非常時に対応するための危機管理体制を早急に確立すること。

一、今般の地震を契機に、全国レベルにおける防災の再点検を行い、我が国の都市づくり、国土づくりのあり方について、災害に強く、

平成七年二月九日 参議院會議録第四号

裁判官彈劾裁判所裁判員辭任の件 裁判官彈劾裁判所裁判員等各種委員の選舉 議事日程追加の件 兵庫縣南部地震災害対策に関する決議案外一件

裁判官彈劾裁判所裁判員辭任の件 裁判官彈劾裁判所裁判員等各種委員の選舉 議事日程追加の件 兵庫縣南部地震災害対策に関する決議案外一件

安心して生活できる国土建設のための抜本的対策を樹立すること。
右決議する。

以上であります。

次に、本決議案の趣旨について御説明いたします。

このたびの兵庫県南部地震は五千人を超えるという人命を奪い、戦後最大規模の大災害になっており、その被害は市民生活を麻痺させ、都市機能を壊滅させるものであります。避難されている住民は三十万人余に達し、被災された方々は、長期化する避難生活の中で断続的余震におびえ、肉体的、精神的にも苦しみながら、不安な日々を送られております。また、地震の発生以来、昼夜を分かたず救援・復旧活動に取り組んでいる関係者の方々の御苦労と地元自治体等の財政的負担は、極めて多大なものとなっております。

このたびの未曾有の地震災害は国民生活及び内外の経済に大きな影響を与えるものであり、その救済と復興、復興は国家を挙げて取り組むべき課題であります。

政府においては、本決議案の趣旨を体し、被災地の住民救済、生活基盤の復旧及び交通、産業基盤の復興、これらに係る財政、税制、金融措置、地震予知のための観測研究の充実、危機管理体制の確立等について可能な限りの対策を積極的に講ずるとともに、防災体制の見直しを行い、災害に強い都市づくり、国土づくりのための抜本的対策を樹立するよう強く要請するものであります。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。何とぞ皆様の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 小川仁一君。

(議案は本号末尾に掲載)

(小川仁一君登壇、拍手)

○小川仁一君 ただいま議題となりました自由民

主党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、新緑風会、日本共産党、新党・護憲リベラル・市民連合及び二院クラブの共同提案に係る兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

説明に先立ち、このたびの地震災害により亡くなられた国民及び在日外国人の方々の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族に対し衷心より哀悼の意を表します。また、負傷された方々、被災されたすべての方々に対し心よりお見舞い申し上げます。それでは、まず案文を朗読いたします。

兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案

このたび兵庫県南部地域を襲った地震は、我が国史上、まれにみる規模のものであり、多くの人命が失われ、甚大な物的被害がもたらされた。

この震災に際し、世界各国・地域、国際機関及びNGOよりいち早く見舞いが寄せられ、支援の手が差し延べられた。

我々が失ったものは計り知れないほど大きく、かつ重いが、国境をこえた、崇高な人間愛に基づくこうした温かい支援によって、被災者はもとより、すべての日本国民は希望と勇気と安らぎを与えられた。

我々は、これらの善意を深く心に刻み永遠に記憶し、全世界の人々との友情と連帯の気持ちを新たにするとともに、速やかな復興に向けて専心、努力することを決意する。

ここに本院は、すべての日本国民を代表し、特に院議をもって、兵庫県南部地震災害に際し寄せられた国際的支援等に対し、深甚なる感謝の意を表するものである。

右決議する。

以上であります。
このたびの地震災害に際しては、国内はもとより、海外の七十に上る国・地域、国際機関を初

め、NGOより、心温まるお見舞いの言葉、救援物資、義援金、さらには救助活動、医療活動などへの支援が寄せられております。

五千数百人のとうとい命、二万七千人に及ぶ負傷者、おびただしい家屋の損壊、はかり知れないライフラインや産業基盤の被害など、そのどれもが我が国にとつて戦後最悪の事態であります。それだけに、この大災害に対して地球市民とでも言うべき立場からいち早く海外から多くのさまざまな支援の手が差し伸べられたことに、我々は被災された方々とともに、そしてまたすべての日本国民を代表して、感謝せずにはいられないのであります。

戦後五十年に当たるこの年に、我々は改めて、世界はともに助け合って生きている、まさに共生の世界であることを実感したのであります。

このたびの災禍は大変つらいものであります。が、世界の人々の温かい心を糧として、必ずやこれを乗り越え、全力で復興に取り組むとともに、今後ますます全世界の人々との友情と連帯のきずなを強化していくことを決意するものであります。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

ただいまの両決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。村山内閣総理大臣。

(国務大臣(村山富市君) 登壇、拍手)
○国務大臣(村山富市君) 今回の兵庫県南部地震は、五千人を超えるとうとい犠牲者と甚大な被害

をもたらしました。亡くなられた方々とその御遺族に対し心から哀悼の誠をさげますとともに、負傷された方々や今なお不安な避難生活を余儀なくされておられる皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

政府といたしましては、関係自治体と一体となつて、行方が確認されない方々の捜索活動を初め、行政組織の総力を挙げてできる限りの応急対策と被災者の皆様方の救済対策を講じてまいりました。

また、被災者の方々が一刻も早く正常な生活に戻り経済活動が回復できますように、医療体制の確保、ライフライン施設の復旧、住宅の確保、輸送交通手段の確保、中小企業対策等々、現在あらゆる施策を講じているところでございます。

同時に、震災地の新たな未来の創造に向けて幅広い見地から復興のあり方を追求してまいりる決意であり、そのための体制づくりにより早急に取り組んでまいります。

改めて申し上げるまでもなく、自然災害から国民の生命、身体及び財産を守ることは国政の基本であり、特に我が国は、地震火山列島であることから、災害対策をゆるがせにすることはできません。

今回の地震において、人口の集中した都市における直下型地震の発生がはかり知れない被害をもたらしました。この経験を貴重な教訓とし、都市防災の推進や危機管理体制の充実強化を含め、災害対策全般について見直すべきところは率直に見直し、反省、改善すべきところは反省、改善をし、総合的な防災対策の確立のため、できる限りの力を尽くし、災害に強い町づくりを構築してまいりたいと思っております。

政府といたしましては、ただいまの院議の御趣旨を十分尊重して、こうした災害対策全般と被災地の復旧・復興対策の推進に向け、内閣を挙げて全力で取り組んでまいりる所存でございます。

また、今般の震災に際しましては、世界のほと

んどの国よりお見舞いの言葉をいただくことに、七十に上る国・地域及び国際機関より、さらには多くのNGO・民間の方々より温かい御支援の申し出がなされております。

ただいま御決議になりました国際的支援に関する感謝決議の趣旨につきましては、政府におきましても全く同感であり、この困難なときにいただいた諸外国の御厚意には深く感謝を申し上げるものでございます。

御決議の趣旨につきましては、政府より諸外国に對しまして広く伝達してまいりたいと考えます。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

平成六年度一般会計補正予算(第一号)

平成六年度特別会計補正予算(特第一号)

平成六年度政府関係機関補正予算(機第一号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長坂野重信君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔坂野重信君登壇、拍手〕

○坂野重信君 ただいま議題となりました平成六年度補正予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本補正予算の内容につきましては、既に武村大蔵大臣の財政演説で聴取しておりますので、これを省略いたします。

補正予算三案は、一月二十日、国会に提出され、一月二十五日、大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、本日、村山内閣総理大臣並びに関係各大臣に對し質疑を行ってま

いりました。

質疑のうち、租税収入については、「補正予算で二兆二千四百七十億円もの大幅な減額修正が行われているが、その原因は何か。」また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費について、「六千二百七十四億円の農業対策費が計上されているが、これらの農業対策費は政策的経費で、財政法二十九条の要件から見ても問題ではないか。その内容も従来型の公共事業の追加ではまきめとの批判があるが、これで日本農業を再生できるのか。」との質疑があり、これに對し武村大蔵大臣及び大河原農林水産大臣等より、租税収入の減収について、「税制改正による減収分二千九百四十億円が見込まれているほか、申告所得税六千七百八十億円、法人税一兆二千八百四十億円の減収が見込まれているが、大法人への聞き取り調査や最近までの税収実績等を勘案してこれらの減収額を計上したものである。」また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費については、「農業合意を受け、六年度予算成立後、政府・与党で総合的な農業対策が必要であるという考え方に立って真摯な検討を行ってきた。事業によっては執行までに時間のかかるものもあって、当初予算より補正予算に計上した方が事業の執行がスムーズにいくとの考えから、六年度補正予算と七年度当初予算に事業規模で総額一兆一千四百億円を確保した。また、計上した内容については、従来の事業を見直し、重点的に配分するなど、より実効の上がる新しい事業を中心にして追加したものである。これらの事業の着実な執行により日本農業の目標を達成してまいりたい。」との答弁がありました。

質疑は、このほか兵庫・京都・奈良・和歌山・徳島・高松・香川・岡山・広島・山口・福岡・佐賀・長門・大分・熊本・鹿児島・沖縄の各都府県及び国庫・地方債・地方債の確保、被災者救済策及び復興策と財源措置、消防体制の確立など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員から反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成六年度補正予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 国務大臣の報告に関する件(平成五年度決算の概要について)

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。武村大蔵大臣。

〔国務大臣武村正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(武村正義君) 平成五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は七千七百七十三億三千三百一十一億円余ですが、この歳入の決算額には、決算調整資金に関する法律第七條第一項の規定により、平成五年度において予見しがたい租税収入の減少等により生ずることとなった一般会計の歳入歳出の決算上の不足額五千六百六十三億円余を補てんするため、同額の決算調整資金からの組み入れ額が含まれております。

また、歳出の決算額は七千五百一十二億四千四百四十四億円余でありまして、差し引き二兆六千二百八十六億円余の剰余が生じました。

この剰余金は、財政法第四十一條の規定によりまして、一般会計の平成六年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成五年度における財政法第六條の純剰余金は生じておりません。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額七千七百七十三億七千四百四十四億円余に比べて二千九百三十六億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受入れが予算額に比べて増加した額九千六百四十六億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純減少額は六千七百九十九億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額七千七百七十三億三千七百七十四億円余に平成四年度からの繰越額九千六百七十七億円余を加えた歳出予算現額七十八兆三千九百八十二億円余に對しまして、支出済み歳出額は七十五兆一千二百四十四億円余でありまして、その差額三兆二千九百五十七億円余のうち、平成六年度に繰り越した額は二兆六千二百三十億円余となっており、不用となりました額は六千七百二十七億円余となっております。

次に、予備費であります。平成五年度一般会計計における予備費の予算額は千五百億円であり、その使用額は千三百三十三億円余であります。

次に、平成五年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、平成五年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は五十九兆二千九百五十九億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は五十九兆二千八百七十一億円余であります。差し引き八十八億八千四百円余が平成五年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、平成五年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれ決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、平成五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書の概要であります。何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。牛嶋正君。

〔牛嶋正君登壇、拍手〕

○牛嶋正君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました平成五年度決算及び当面する財政運営の課題について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

ただいま大蔵大臣の概要説明にもありましたように、平成五年度の税収額は五十四兆一千二百六十二億円となっておりますが、当初予算に計上された税収見込額は六十一兆三千三百億円でありましたから、実に金額で七兆一千七百六十八億円、そして率では一・七％の歳入減が生じたことになり、これで三年連続の歳入不足となります。この減収額の大半は所得税と法人税の二税目によってたらされたものであります。

この平成五年度決算に見られる大きな歳入不足と関連して想起されるのが、昭和五十年年度の財政状況であります。昭和五十年年度においても、当初予算で十七兆三千四百億円の税収が見込まれながら、決算では十三兆七千五百二十七億円しか入ってこなかったものであります。歳入不足は率で二〇・六％の減でありました。そのため、昭和五十年秋の臨時国会で特例公債が発行され、昭和五十年代の国債の大量発行が始まることになったのであります。

このように、平成二年度に特例公債の発行がゼロとなり、一応財政再建の目標が達成されたようにも見えますが、実際には財政構造あるいは財政運営の本質はバブルの前とほとんど変わっていないとも考えられますが、まず、この点に関して総

理並びに大蔵大臣の見解をお伺いいたします。私は、平成五年度決算に見られるこのような大幅な歳入不足の問題を取り上げ、この問題に対する検討を通してこれからの財政運営のあり方及び予算編成のあり方について質問していきたいと思っております。

そもそも、決算の段階で予算額の一〇％以上の歳入不足といった事態が生ずるとき、恐らく民間企業では倒産に追い込まれることは確実であり、国の予算でも予算機能のかなりの部分が失われるものと考えられますが、この点についての大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

では、なぜ両年度においてこのような大きな率の歳入不足が生じたのでしょうか。両年度とも我が国経済は景気後退期に差し加かっていたため大型の予算を組むことで景気に刺激を与えることが求められていたと考えられますが、一方で、国債依存度を極力抑えなければならぬという目標もあって、結局、税収額を高く見込むことになったとも言えます。

昭和五十年年度予算では四十九年度決算額に対して一五％の伸び率で予算額が計上されており、平成五年度予算でも平成四年度決算額に対して一二％の伸び率で税収が見込まれております。そして、その背景に、予算編成の前提となる翌年度の経済見通しが現実から乖離して高く設定されてきたという経緯があったと考えられます。

現在、衆議院において平成七年度予算の審議が行われていますが、三年連続の大幅な歳入不足に基づいて、予算編成の前提となる平成七年度の経済見通しの立て方に何か新しい要素が導入されたのでしょうか。この点について総理にお伺いいたします。

また、平成五年度予算はかなり積極的な予算が組まれながら、景気に対してそれほど大きな効果はなく、結局、年度初めに大型の補正予算を編成せざるを得なかったものであります。このように、景気回復に対する予算のてこ入れ

効果がなくなった理由の一つとして、私は、予算編成で用いられているシーリング方式があったと考えます。すなわち、景気にインパクトを与えるためには、予算の重点配分を行い、需要創出の大きいところを重点的に予算を配分するようにしなければならぬと考えるべきです。しかし、このシーリング方式は各省庁ないしは各分野に対する横並びの予算配分であり、なぜ今日まで予算編成に当たってシーリング方式が後生大事に守られてきたのか、この理由について大蔵大臣の考えをお伺いいたします。

私は、シーリング方式は行財政の肥大化を防ぐにはある程度有効であると考えます。それは、「増税なき財政再建」を進めているとき、ゼロシーリングとかマイナスシーリングが採用されたことを想起すれば明らかであります。しかし、横並びの予算配分であるシーリング方式は行政の効率化には不向きであると考えられます。

今、総理は行政改革に前向きに対処されようとしておられますが、私は、シーリング方式の見直しを行い、それにかわる効率的な予算編成方式を確立することこそ行政改革の第一歩と考えます。総理の決意をお伺いいたします。

昭和五十年代から我が国財政が持ち続けてきたもう一つの特徴は、法人税依存体質でありました。バブルのとき特例公債の発行をゼロとして財政再建の目標が実現したのも、また高度成長期を通じて均衡予算を維持できたのも、法人税収の伸びが大きいからでありました。しかし、法人税は、一たん景気後退期に入ると急激に税収を落とす、大きな歳入不足をもたらします。

私は、現在、財政運営を難しくしている最大の要因は法人税依存体質にあると考えます。この点については大蔵大臣の考えをお伺いし、あわせて、この体質の改善策としてどのような方策を考えておられるのかをお尋ねいたします。

さて、近年は、年金財政の問題や高齢社会を迎えるための基盤整備など、財政運営に当たって中

長期の視点に立つて考えなければならない問題がふえております。しかし、一方では、財政運営の基本となる予算が単年度主義に立っているため、中長期の視点で財政運営に導入することを難しくしている面があります。

現在、中長期の視点に立つて策定されたものとして経済五カ年計画がありますが、これが平成七年度の予算編成に当たってどの程度配慮されたかについて総理にお尋ねいたします。

ただ、現在の生活大五カ年計画は宮澤内閣のとき閣議決定されたものであり、バブル崩壊以前に策定されたものであるため、その後の経済構造の変化を考えると、計画と実態との間にかかなりの乖離が見られ、計画の持つ役割は失われているとも考えられますが、計画期間があと一年残されているこの生活大五カ年計画の取り扱いをどうされるのか。私は、総理の目指す福祉社会のビジョンを国民に示すためにも極めて重要な課題であると考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

しかし、私は、単年度主義に立っている予算の中に中長期の視点を導入するためにも、またこれからの難しい財政運営を進めるに当たっても、中期財政計画の策定が必要ではないかと考えています。もちろん、財政計画には財政運営に求められる弾力性を損なうという側面がありますが、例えば毎年財政計画の見直しを行うシステムを取り入れることでそれらの欠点を補うことができると考えます。

公債の累積が二百兆円を超え公債管理政策の展開が今後ますます重要になってくることを考えれば、今こそ中期財政計画の策定を検討する時期と考えますが、この点についての大蔵大臣の見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○国務大臣(村山富市君) 牛嶋議員の御質問にお答えを申し上げます。

第一の質問は、財政構造、財政運営の基本に關するお尋ねでございますが、我が国財政は平成七年度末の公債残高が約二百二十兆円に増加するものと見込まれ、これにかかる国債費が歳出予算の約二割を占めるなど、構造的にますます厳しさを増しております。

したがって、今後の財政運営に当たりましては、本格的な高齢化社会の到来に備え、福祉の充実を初めとするさまざまな財政需要に適切に対応していくため、健全な財政体質を確保していくという基本的方向を堅持していくことが重要であると考えています。このため、今後とも、歳出面においては制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うなど、財政改革を一層強力に推進していかねばならないと考えております。

次に、平成七年度の経済見通しの策定についての御質問でございますが、過去において我が国経済の実績が政府経済見通しと相当程度乖離した場合も見られたことを厳粛に受けとめつつ、七年度経済見通しの策定においては、我が国経済を取り巻く諸情勢の一層の把握、分析に努めたところでございます。政府といたしましては、今後とも、内外の経済情勢の十分な分析等を踏まえ、政府経済見通しのより正確な策定に一層努めてまいり所存でございます。

次に、シーリング方式の見直しについてお尋ねがございましたが、我が国財政は構造的にますます厳しさを増しております。したがって、予算の編成に当たりましては、どうしても限られた資金の枠内で重点的かつ効率的な配分に努めるほかはないことを御理解いただきたいと思います。

シーリングすなわち概算要求基準は、各省ごとに要求の総枠を示すことにより、その枠内で各施策の優先性を考慮して制度、施策を根本から洗い直し、優先度の選択を行った上で各省庁は効率的な要求を提出してきているところでございますが、歳出項目全般について削減合理化を進めるに

当たりこのような基準を設けることは、今後とも財政改革を進めることとして重要な役割を担うものと考えております。

次に、平成七年度の予算編成に当たって経済五年計画にどの程度配慮したかとお尋ねであります。七年度予算におきましては、一段と深刻さを増した財政事情のもと、豊かで活力のある経済社会を築くために真に必要な施策など、社会経済情勢の変化に即応した財政需要に對して財源の重点的、効率的配分を行うこととし、生活大五カ年計画で目指している生活者重視の観点にも配慮したところでございます。

特に、公共事業につきましては、国民生活の質の向上に資する分野に一層の重点投資を行うなど重点的、効率的な配分を行っております。その他の分野でも、例えば女性、高齢者等の社会参加を可能とする環境の整備、国民生活の質の向上に資する学術、科学技術の充実等に適切に対処してきているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、生活大五カ年計画についてのお尋ねがございましたが、計画策定後約三年を経過し、その間の実績を見ると、計画と経済の実態とに乖離した面があることは否定できません。また、国際競争の激化など内外環境が大きく変化の中で、産業の空洞化やそれに伴う雇用への懸念が生じるなど構造的な問題が顕在化しており、我が国経済の将来の姿にも変貌が見込まれます。

こうしたことから、二十一世紀に向け、地球社会の発展に寄与しつつ、自由で活力があり、国民が豊かに安心して暮らせるとともに、国内外に開かれた経済社会を創造するための長期的な経済運営の指針として、新しい長期経済計画の策定に取り組む考えでございますが、先月に経済審議会にその諮問を行ったところでございます。

(国務大臣武村正義君登壇、拍手)

○国務大臣(武村正義君) 我が国財政は、総理もお答えいたしましたように、公債依存度、利払い費率等が主要先進国の中でも一、二を争う高い水準になっております。御承知のように、平成五年度決算において税収が三年連続して減少しました。初めに二年連続して決算上の不足を生ずるといふ極めて異例な事態となってきております。

七年度予算の編成に当たりましては、このように異例に厳しい財政事情のもとで、特例公債の発行を回避するため歳入面においてあらゆる努力を傾注いたしましたところでございます。

今後の財政運営に当たりましては、こうした一段と深刻さを増してきた財政状況のもとで、財政が社会経済情勢の変化に適切かつ迅速に対応していくため、公債残高の累増に伴う国債費の重圧が政策的経費の圧迫要因となっている現在の財政構造の改善を図っていくことがますます急務であります。

こうした認識に立って、平成六年二月、財政審議会会長の「中期的財政運営の在り方」に関する所見におきましても、「一段と厳しい財政事情の下ではあるが、公債依存度の引下げ等により、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げるとの努力目標に改めて取り組むよう強く要請する」との指摘がなされたところであります。

公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げるといふ努力目標に積極的に取り組むことは重要な課題であります。今後とも、あらゆる努力を傾注し財政改革を一層強力に推進していかねばならないと考えます。

次に、一〇%以上の歳入不足についてのお尋ねでございますが、五年度におきましては、パブル経済の崩壊もあって年度途中において税収が大幅に落ち込むと見込まれたことから、第二次補正予算におきまして、従来にも増して徹底した既定経費の節減を行うとともに、税外収入の確保、追加財政需要の圧縮に努めたほか、やむを得ざる措置として国債整理基金特別会計に対する定率繰り入

れ等の停止など、特例的な措置を講ぜざるを得なかったところであります。

さらに決算段階においては、補正後予算に対し一段の減収となったことから決算上の不足を生じ、結果として決算調整資金からの繰り入れを余儀なくされたところでございます。

税収の見積りにつきましては、予算編成時点までの課税実績や政府経済見通しの諸指標等を基礎に最大限の努力を傾けているところでございますが、特にいわゆるパブル経済の崩壊の過程におきましては、経済情勢の見きわめが極めて困難であったことにつきましても御理解を賜りたいと存じます。

次に、法人税依存体質についてのお尋ねでございますが、法人税を含む所得課税は景気変動の影響を大きく受けやすいというのは御指摘のとおりでございます。このような点も含め、いかなる税目もそれぞれ長所を有する反面、何らかの問題を伴いますので、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせていくことが必要でございます。

昨年成立しました税制改革関連法におきましては、こうした基本的な考え方を土台として、活力ある福祉社会の構築を目指す観点に立ち、所得課税の負担軽減及び消費課税の充実を図ったところでございます。消費課税は景気変動に対する振れがより小さく、このような改革の実現により安定的な税収構造の構築に資するものと考え次第でございます。

最後に、中期財政計画の策定についてのお尋ねでございますが、中期財政計画を策定するに当たりましては、まず、今後の中長期的な社会経済情勢や我が国を取り巻く国際情勢の変化を極めて正確に見通す必要がありますが、今日のように社会経済情勢が大きく変化する時代にありましては、このような見通しを立てることは極めて困難なこととあります。

あえて一定の仮定のもとで将来を見通し政策運

平成七年二月九日 参議院會議録第四号

議事日程追加の件 地方交付税法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案外三件

六

択を行おうとする場合には、財政計画策定時点での将来見通しや政策選択は早期に現実と乖離したものであることは必至であります。計上経費が既得権化し、かえって財政の膨張、硬直化を助長する等、効率的な資源配分や財政の機動的、弾力的な対応が阻害されることにもなります。

以上から、中期財政計画を策定することにつきましては、いい御提案ではございますが、実際には容易でないことも御理解をいただきたいと思います。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長岩本久人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法は、平成六年度補正予算において国税の減収により地方交付税が減額されることにかんがみ、地方財政の状況等を勘案し、地方交付税の総額を確保するため、平成六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金に七千九百九十億四千万円増額しようとするものであります。委員会における質疑の詳細は會議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して有勳理事より反対の意見が述べられました。

次に、採決の結果、本法は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青木幹雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔青木幹雄君登壇、拍手〕

○青木幹雄君 たいだいま議題となりました四法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案は、農村における高齢化の

進展等から青年農業者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、青年の就農を促進するため、就業支援資金の貸し付けを中心とした特別措置を講じようとするものであります。

次に、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案は、地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を設ける等の措置を講じようとするものであります。

次に、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案は、緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該研究開発を行わせることにより、民間の研究開発能力を活用するための措置を講じようとするものであります。

次に、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入れ協議制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

なお、以上四法律案は、いずれもウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として提出されたものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、新規就業青年の今後の増加見通し、就業支援資金を助成制度としなかった理由、条件不利地域における新規作物等の導入推進対策、緊急を要する研究開発課題の具体的内容、農地保有合理化事業のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案につきましては、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より本法に反対である旨の発言がありました。

続いて、採決の結果、本法は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案につきましては、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より本法に反対である旨の発言がありました。

続いて、採決の結果、本法は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、四法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長西田吉宏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔西田吉宏君登壇、拍手〕

○西田吉宏君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案は、平成六年度における台風等によるサケ・マス定置漁業の著しい漁獲金額の減少等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払い財源の不足に充てたるため、同年度において、一般会計から九十二億二千四百七十八万六千円を限り同勘定に繰り入れようとするものであります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地球環境の保全を支援するため、国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することになるに伴い、当該拠出につい

て所要の措置を講ずるものであります。

次に、平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。平成六年度の水田営農活性化助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮配分の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、まず、漁業共済繰り入れ法案及び世銀加盟措置法改正案の両法律案を議題とし、漁業共済保険制度の財政的健全化に向けての具体的方策、地球環境保全のための基金の設置とその効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、水田営農活性化助成補助金に係る税の臨時特例法案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

横尾 和伸君	荒木 清寛君	須藤良太郎君
都築 讓君	釘宮 警君	吉川 博君
堂本 暁子君	武田 節子君	青木 幹雄君
山下 栄一君	山崎 順子君	浦田 勝君
寺澤 芳男君	泉 信也君	下稲葉耕吉君
浜四津敏子君	常松 克安君	岡野 裕君
北澤 俊美君	寺崎 昭久君	増岡 康治君
平野 貞夫君	猪熊 重二君	岡部 三郎君
白浜 一良君	中川 嘉美君	鈴木 省吾君
刈田 貞子君	直嶋 正行君	遠藤 要君
長谷川 清君	星野 朋市君	林田悠紀夫君
木暮 山人君	風間 昶君	村上 正邦君
牛嶋 正君	統 訓弘君	宮澤 弘君
広中和歌子君	田村 秀昭君	尾辻 秀久君
小林 正君	足立 良平君	真島 一男君
勝木 健司君	片上 公人君	太田 豊秋君
中西 珠子君	和田 教美君	山崎 正昭君
野末 陳平君	山田 勇君	服部三男雄君
中村 鋭一君	林 寛子君	加藤 紀文君
及川 順郎君	鶴岡 洋君	河本 三郎君
大久保直彦君	高桑 栄松君	清水 達雄君
黒柳 明君	石井 一二君	片山虎之助君
吉田 之久君	永野 茂門君	陣内 孝雄君
井上 計君	松尾 官平君	宮崎 秀樹君
西岡瑠璃子君	河本 英典君	鈴木 貞敏君
溝手 頭正君	安恒 良一君	野沢 太三君
椎名 榮夫君	紀平 佛子君	久世 公麿君
笠原 潤一君	前島英三郎君	斎藤 文夫君
西田 吉宏君	野村 五男君	倉田 寛之君
狩野 安君	坪井 一字君	井上 孝君
上野 公成君	南野知恵子君	森山 眞弓君
清水嘉与子君	成瀬 守重君	大木 浩君
鎌田 要人君	合馬 敬君	斎藤 十朗君
石渡 清元君	井上 章平君	佐々木 満君
		伊江 朝雄君
		板垣 正君
		谷畑 孝君
		吉田 達男君
		矢野 哲朗君
		守住 有信君
		石井 道子君
		大塚清次郎君
		永田 良雄君
		竹山 裕君
		大浜 方栄君
		吉川 芳男君
		田沢 智治君
		世耕 政隆君
		坂野 重信君
		沢田 一精君
		岩崎 純三君
		鹿熊 安正君
		大島 慶久君
		関根 則之君
		吉村剛太郎君
		松谷蒼一郎君
		野間 赴君
		岡 利定君
		佐藤 泰三君
		橋崎 泰昌君
		佐藤 静雄君
		二木 秀夫君
		松浦 孝治君
		中曾根弘文君
		木宮 和彦君
		香掛 哲男君
		志村 哲良君
		上杉 光弘君
		松浦 功君
		高木 正明君
		大河原太一郎君
		井上 吉夫君
		井上 裕君
		北 修二君
		喜岡 淳君
		吉田 達男君

角田 義一君	岩崎 昭弥君
栗原 澄子君	峰崎 直樹君
今井 澄君	川橋 幸子君
大脇 雅子君	村田 誠醇君
山田 健一君	堀 久和君
種田 誠君	岩本 久人君
肥田美代子君	前畑 幸子君
日下部裕代子君	三上 隆雄君
森 暢子君	深田 肇君
谷本 嶺君	会田 長栄君
菅野 壽君	篠崎 年子君
大淵 絹子君	竹村 泰子君
千葉 景子君	一井 淳治君
渡辺 四郎君	山口 哲夫君
稲村 稔夫君	曾野 久光君
蘆科 満治君	洲上 貞雄君
糸久八重子君	久保田真苗君
上野 雄文君	浜本 万三君
穂山 篤君	青木 新次君
小川 仁一君	鈴木 和美君
及川 一夫君	大森 昭君
志苦 裕君	武田邦太郎君
西野 康雄君	西川 潔君
西山登紀子君	中尾 則幸君
高崎 正敏君	島袋 宗康君
萩野 裕子君	北村 哲男君
萩野 浩基君	小島 慶三君
國弘 正雄君	青島 幸男君
林 紀子君	清水 澄子君
野別 隆俊君	庄司 中君
栗森 喬君	三石 久江君
下村 泰君	吉川 春子君
山本 正和君	細谷 昭雄君
梶原 敬義君	乾 晴美君
井上 哲夫君	田 英夫君
吉岡 吉典君	本岡 昭次君
佐藤 三吾君	松前 達郎君
笹野 貞子君	古川太三郎君
有働 正治君	橋本 敦君

國務大臣	内閣総理大臣	久保 巨君
外務大臣	矢田部 理君	瀬谷 英行君
法務大臣	星川 保松君	池田 治君
大蔵大臣	磯村 修君	市川 正一君
文部大臣	立木 洋君	上田耕一郎君
厚生大臣		
農林水産大臣		
通商産業大臣		
運輸大臣		
郵政大臣		
労働大臣		
建設大臣		
自治大臣		
国家公安委員長		
内閣官房長官		
國務大臣		
(総務庁長官)		
(北海道開発庁長官)		
(沖縄開発庁長官)		
(国土庁長官)		
(防衛庁長官)		
(経済企画庁長官)		
(科学技術庁長官)		
(環境庁長官)		
國務大臣		

議長の報告事項

去る一月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 長谷川 清君 補欠 北澤 俊美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 辞任 木暮 山人君 補欠 石井 二君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会 理事 井上 哲夫君 (野末陳平君の補欠)

国際問題に関する調査会 理事 松前 達郎君

理事 猪木 寛至君 (石井二君の補欠)

国民生活に関する調査会 理事 日下部裕代子君

理事 萩野 浩基君 (直嶋正行君の補欠)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成七年度総予算の審査に資するため

一、派遣委員

第一班 坂野 重信 片山虎之助

山崎 正昭 穂山 篤

薬科 満治 猪熊 重二

武田邦太郎 有働 正治

下村 泰 成瀬 守重

伊江 朝雄 野間 赴

山本 正和 大脇 雅子

宮崎 秀樹 都築 謙

竹村 泰子 西野 康雄

続 訓弘

一、派遣地

第一班 鳥取県 岡山県

第二班 宮崎県 鹿児島県

一、期間 両班とも一月三十一日から二月二日まで三日間

一、費用 概算一、九二四、四五〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

平成七年一月二十五日 予算委員長 坂野 重信

参議院議長 原 文兵衛殿

委員派遣承認要求書

一、目的 産業・資源エネルギー問題に関する実情調査

一、派遣委員

第一班 三重野栄子 野村 五男

広中和歌子 立木 洋

佐藤 静雄 横崎 泰昌

久保田真苗 星野 明市

増岡 康治 一井 淳治

南野知恵子 山口 哲夫

牛嶋 正 長谷川 清

一、派遣地

第一班 福岡県 佐賀県 長崎県

第二班 新潟県

一、期間

第一班 二月二十二日から同月二十四日まで三日間

第二班 二月一日及び二日の二日間

一、費用 概算一、一七四、六〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第八十条の二により承認を求めます。

平成七年一月二十五日 産業・資源エネルギーに関する調査会長 三重野栄子

参議院議長 原 文兵衛殿

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

昨二十四日提出し、同日議長の承認を得た平成七年兵庫県南部地震による被害状況等の実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「陣内孝雄、浦田勝、清水達雄、中尾則幸、木暮山人、江本孟紀、林紀子」とあるのを「陣内孝雄、浦田勝、清水達雄、中尾則幸、横尾和伸、江本孟紀、上田耕一郎」に変更したい。右のとおり承認を求めます。

平成七年一月二十五日

災害対策特別委員長 陣内 孝雄
参議院議長 原文兵衛殿

同日本院は、裁判官訴訟委員武田邦太郎君及び同予備員磯村修君、同河本英典君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は中村鋭一君を第三順位とし、浜四津敏子君を第四順位とし、第三順位の山崎順子君を第二順位とした旨本院事務総長から裁判官訴訟委員委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査会委員予備員に次の者を選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、航空事故調査委員会委員長に竹内和之君、同委員に相原康彦君、川井力君、小林哲一君及び東口實君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、国土審議会特別委員(四国地方開発特別委員会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

同日議長は、労働保険審査会委員に林部弘君及び山口泰夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る一月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

矢原 秀男君

補欠

風間 昶君

辞任

地方行政委員

辞任

長谷川 清君

補欠

浜四津敏子君

辞任

山下 栄一君

補欠

石井 一二君

辞任

牛嶋 正君

補欠

猪熊 重二君

辞任

木暮 山人君

補欠

林 寛子君

辞任

木庭健太郎君

補欠

木暮 山人君

辞任

高桑 栄松君

補欠

木暮 山人君

辞任

木庭健太郎君

補欠

牛嶋 正君

辞任

和田 教美君

補欠

長谷川 清君

辞任

星野 朋市君

補欠

矢原 秀男君

辞任

林 寛子君

補欠

中村 鋭一君

辞任

石井 一二君

災害対策特別委員

辞任

中尾 則幸君

補欠

大森 昭君

辞任

石井 一二君

補欠

和田 教美君

辞任

国民生活に関する調査会委員

辞任

釘宮 馨君

補欠

寺崎 昭久君

辞任

直嶋 正行君

補欠

刈田 貞子君

辞任

産業・資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

小林 正君

補欠

浜四津敏子君

辞任

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

建設省道路局長 木下 博夫君
自治大臣官房審議官 嶋津 昭君
消防庁次長 黒沢 有君
消防庁審議官 山崎 浩司君

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房審議官玉造敏夫君外二十名(同日議長承認)を、第三百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る一月二十八日議長は、平成六年十二月二十六日逝去された元議員小川半次君に対し次の弔詞をさされた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさきに予算委員長裁判官弾劾裁判所裁判長の重任にあたられました元議員三位勲一等小川半次君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

去る一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任 大河原太一郎君 補欠 平井 卓志君

労働委員

辞任 平井 卓志君 補欠 大河原太一郎君

予算委員

辞任 橋本 敦君 補欠 上田耕一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 上田耕一郎君 補欠 林 紀子君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

返還高レベル放射性廃棄物に関する質問主意書(改正敏君提出)

同日議長は、兵庫県南部において一月十七日発生した地震による被害に対し、ミゲル・アンヘル・マルチネス欧州評議会議員会議議長より見舞状を受け受した。

同日議長は、兵庫県南部において一月十七日発生した地震に対する被害に対し、リオス・モント・グアテマラ共和国国会議長より在グアテマラ大使を通じて、同国会決議による弔意表明を受け受した。

同日議長は、兵庫県南部において一月十七日発生した地震に対する被害に対し、ルイス・ウンベル・ト・グスマン・アレアス・ニカラグア共和国国民議会議議長より同国会宣言による弔意表明を受け受した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名 官職名

工業技術院長事務 川崎 温 (解職) 平井・三

代理 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第三百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、工業技術院長平石 次郎君(同日議長承認)を、第三百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る一月三十一日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

理事 野別 隆俊君 (中尾則幸君の補欠)

理事 横尾 和伸君 (木暮山人君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(閣法第一号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(閣法第四号)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(閣法第六号)

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から、国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づく平成六年九月三十日から平成七年一月十九日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成六年団体規制状況の年次報告を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 中尾 則幸君 補欠 田 英夫君

法務委員

辞任 北村 哲男君 補欠 村田 誠醇君

文教委員

辞任 上山 和人君 補欠 満治君

商工委員

辞任 村田 誠醇君 補欠 北村 哲男君

通信委員

辞任 田 英夫君 補欠 中尾 則幸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 村沢 牧君 補欠 糸久八重子君

同日議長は、フランク・スワレーン・ベルギー王

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、アダム・ストウール・ルクセンブルグ

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、シェヴァ・ハ・ヴァイス・イスラエル

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、ハビブ・フルアレス・チュニジア

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、オリビエ・ゲルマン・ルーマニア

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、兵庫県南部地震による被害に対し

同日議長は、リュボフ・フォードロフナー・シュ
ビナ・ロシア連邦サハリ州議会議長宛、兵庫
県南部地震による被害に対し同議長より寄せら
れた見舞状に対する礼状を発送した。

同日議長は、ミゲル・アンヘル・マルチネス欧州
評議會議長宛、兵庫県南部地震による被害
に対し同議長より寄せられた見舞状に対する礼
状を発送した。

同日議長は、マイケル・ピーアン・オーストラリ
ア連邦議会上院議長宛、兵庫県南部地震による被害
に対し同議長より寄せられた見舞の意に対する
礼状を発送した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

村田 誠醇君

補欠

北村 哲男君

大蔵委員

辞任

吉岡 吉典君

補欠

市川 正一君

文教委員

辞任

薬科 満治君

補欠

上山 和人君

厚生委員

辞任

勝木 健司君

補欠

井上 計君

農林水産委員

辞任

横尾 和伸君

補欠

横尾 和伸君

商工委員

辞任

倉田 寛之君

補欠

太田 豊秋君

建設委員

辞任

北村 哲男君

補欠

村田 誠醇君

建設委員

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

建設委員

辞任

太田 豊秋君

補欠

倉田 寛之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

大森 昭君

補欠

栗原 君子君

地方分権及び規制緩和に関する特別委員

辞任

林 紀子君

補欠

上田耕一郎君

中小企業対策特別委員

辞任

鶴岡 洋君

補欠

片上 公人君

片上 公人君

辞任

荒木 清寛君

補欠

中川 嘉美君

国民生活に関する調査会委員

辞任

中川 嘉美君

補欠

荒木 清寛君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

辞任

中川 嘉美君

補欠

荒木 清寛君

同日議長は、兵庫県南部において一月十七日発生
した地震に対する被害に対し、ロシア連邦議会連
邦院より駐日ロシア連邦大使館を通じて、同国会
決議による弔意表明を受け受した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次の内閣提出案を即日通信委員会に
付託した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次の内閣提出案を即日通信委員会に
付託した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次の内閣提出案を即日通信委員会に
付託した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次の内閣提出案を即日通信委員会に
付託した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

太田 豊秋君

補欠

倉田 寛之君

建設委員

辞任

勝木 健司君

補欠

井上 計君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

市川 正一君

補欠

吉岡 吉典君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法
第一〇号)

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣
法第一一号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺
族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する
法律案(閣法第一二号)

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律
案(閣法第一三号)

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に關す
る特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改
正する法律案(閣法第一四号)

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進
法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

同日内閣から、地方交付税法第七條の規定に基
づく平成七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
を受領した。

同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三
十八條第二項の規定に基づく日本放送協会平成五
年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並び
に監事の意見書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

武田邦太郎君

補欠

小島 慶三君

商工委員

辞任

小島 慶三君

補欠

武田邦太郎君

予算委員

辞任

岩崎 純三君

補欠

松谷蒼一郎君

決算委員

辞任

下村 泰君

補欠

青島 幸男君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

辞任

松谷蒼一郎君

補欠

岩崎 純三君

寺澤 芳男君 統 訓弘君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

江本 孟紀君 補欠 哲夫君
林 紀子君 有働 正治君

同日内閣から次の議案が提出された。
農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
地方税法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案(閣法第一七号)

中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法案(閣法第一八号)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

同日議長は、兵庫県南部において一月十七日発生した地震による被害に対し、A・ケルバーエフ・カザフスタン共和国最高会議議長より見舞状を受けました。

同日議長は、兵庫県南部において一月十七日発生した地震による被害に対し、ナジマ・ヘブトゥラ・インド上院副議長より見舞状を受けました。

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

小島 慶三君 補欠 武田邦太郎君

予算委員

武田邦太郎君

補欠

和田 教美君 補欠 足立 良平君
上田耕一郎君 林 紀子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

有働 正治君 補欠 林 紀子君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(閣法第二号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(閣法第四号)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(閣法第六号)

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

農林水産委員会に付託
平成六年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

平成六年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

平成六年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

都市再開発法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第二四四号)

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案(閣法第二五五号)

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二六六号)

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)(衆第一号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を農林水産委員会に付託した。
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問(答弁することのできる期限 二月二十二日)

参議院議員正敏君提出返還高レベル放射性廃棄物に関する質問(同 二月二十二日)

同日内閣から、中央選挙管理委員会である左記の者は三月三十一日任期満了となるので、後任者の

任命について公職選挙法第五條の二の規定に基づき本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。

記

堀家 嘉郎
皆川 迪夫
角尾 隆信
笠原 昭男
鈴木 一弘

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員
山田 正彦君(笹山登生君の補欠)
山田 宗明君(田中秀征君の補欠)

同 予備員
第一 甘利 明君
第二 実川 幸夫君(山田正彦君の補欠)
第三 町村 信孝君
第四 興石 東君

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員
田中 秀征君(山下八洲夫君の補欠)

同 予備員
第一 衛藤征士郎君
第二 杉山 憲夫君
第三 大島 理森君
第四 富田 茂之君
第五 坂上 富男君

同日議長は、兵庫県南部において一月十七日発生した地震による被害に対し、メルバット・タラ

ウィ在京エジプト・アラブ共和国大使より見舞状を受けました。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

大淵 絹子君

補欠

村沢 牧君

農林水産委員

辞任

村沢 牧君

補欠

大淵 絹子君

予算委員

辞任

足立 良平君

補欠

泉 信也君

林 紀子君

青島 幸男君

吉川 春子君

下村 泰君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

北村 哲男君

補欠

川橋 幸子君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際問題に関する調査会

理事 木庭健太郎君 (荒木清寛君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案(石井一二君外一名発議(参第一号))

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

兵庫県南部地震災害対策に関する決議案(陣内孝雄君外七名発議)

兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案(小川仁二君外十名発議)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二十八号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第二十九号)

同日議長は、平成七年二月八日のロメオ・ルブラン・カナダ総督就任に際し、同総督宛祝電を送った。

同日議長は、A・ケルバーエフ・カザフスタン共和国最高会議議長宛、兵庫県南部地震による被害に対し同議長より寄せられた見舞状に対する礼状を送った。

同日議長は、リオス・モント・グアテマラ共和国会議議長宛、兵庫県南部地震による被害に対し同国会より寄せられた礼状を送った。

同日議長は、ルイス・ウンベルト・グスマン・アレアス・ニカラグア共和国国民会議議長宛、兵庫県南部地震による被害に対し同国会より寄せられた礼状を送った。

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成六年度一般会計補正予算(第一号)、平成六年度特別会計補正予算(特第一号)及び平成六年度政府関係機関補正予算(機第一号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(閣法第四号)審査報告書

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(閣法第六号)審査報告書

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(閣法第一号)審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)審査報告書

兵庫県南部地震災害対策に関する決議案

右の議案を賛成する。

平成七年二月八日

賛成者

陣内 孝雄

清水 達雄

横尾 和伸

田 英夫

賛成者

太田 豊秋

下条進一郎

山崎 正昭

上山 和人

安永 英雄

釘宮 馨

参議院議長 原文兵衛殿

兵庫県南部地震災害対策に関する決議

一月十七日早朝発生したマグニチュード七・二の兵庫県南部地震は、死者・行方不明者五千人を超え、家屋損壊十万余、避難生活を送る住民三十万人を数える未曾有の大災害となった。

本院は、ここに院議を以て深甚なる哀悼の意を表するとともに、罹災された方々に心からのお見舞いを申し上げる。

この災害が多数の被災者の生活に甚大かつ深刻な被害をもたらした、内外の経済に大きな影響を与えていることを重大に受け止め、現行法制において最大の措置を講じていくとともに、万全な救済と復旧、復興を図っていくため、必要な場合には新たな立法措置を講ずるなど、国家を挙げて取り組みんでいくことが重要である。

政府においても、かつて経験したことのない都

市直下型地震による激甚なる被害の特殊性にかんがみ、兵庫県及び神戸市をはじめ被災自治体との緊密な連絡のもとに、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、特に次の事項について万全の対策を期すべきである。

一、被災地の住民救済及び住居・ライフライン等の確保による生活基盤の復旧を促進し、民生の安定を図るとともに、国際港神戸港を擁する神戸市の産業・物流の拠点としての重要性にかんがみ、道路・鉄道・港湾等交通、産業基盤の緊急な復興を促進し、地場産業の再建援助、雇用の安定を図ること。

一、災害復旧、復興に係る財政、税制、金融措置については万全を期すること。

一、地震予知のための観測研究の充実に努めるとともに、災害非常時に対応するための危機管理体制を早急に確立すること。

一、今般の地震を契機に、全国レベルにおける防災の再点検を行い、我が国の都市づくり、国土づくりのあり方について、災害に強く、安心して生活できる国土建設のための抜本的対策を樹立すること。

右決議する。

兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議案

右の議案を賛成する。

平成七年二月八日

賛成者

小川 仁一

永田 良雄

上山 和人

直嶋 正行

吉岡 吉典

青島 幸男

賛成者

上野 公成

岡 利定

田沢 智治

矢野 哲朗

淵上 貞雄

小島 慶三

田 英夫

太田 豊秋

佐藤 泰三

平成七年二月九日 参議院會議録第四号

平成六年度一般会計補正予算(第1号) 平成六年度特別会計補正予算(特第1号) 平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案

一四

鈴木 栄治 村上 正邦
吉村剛太郎 岩崎 昭弥
及川 一夫 野別 隆俊
肥田美代子 風間 昶
釘宮 馨 中川 嘉美
矢原 秀男 古川太三郎
参議院議長 原 文兵衛殿

兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議

このたび兵庫県南部地域を襲った地震は、我が国史上、まれにみる規模のものであり、多くの人命が失われ、甚大な物的被害がもたらされた。この震災に際し、世界各国・地域、国際機関及びNGOよりいち早く見舞いが寄せられ、支援の手が差し延べられた。

我々が失ったものは計り知れないほど大きく、かつ重いが、国境をこえた、崇高な人間愛に基づくこうした温かい支援によって、被災者はもとより、すべての日本国民は希望と勇気と安らぎを与えられた。

我々は、これらの善意を深く心に刻み永遠に記憶し、全世界の人々との友情と連帯の気持ちを新たにするとともに、速やかな復興に向けて専心、努力することを決意する。

ここに本院は、すべての日本国民を代表し、特に院議をもって、兵庫県南部地震災害に際し寄せられた国際的支援等に対し、深甚なる感謝の意を表するものである。
右決議する。

審査報告書

平成六年度一般会計補正予算(第1号)
平成六年度特別会計補正予算(特第1号)
平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月九日

予算委員長 坂野 重信
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成六年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(一)災害復旧等事業費、(二)ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費、(三)住宅・都市整備公団補給金等合計で一兆三千三百十六億四千四百六十二万四千円の追加を行い、他方、既定経費の節減、地方交付税交付金の減額等により、二兆五千億九千九百九十二万二千円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収入について二兆二千四百七十億円の減収を見込むほか、その他収入三千六百六十五億四千七百七十万二千円の増収を見込み、公債金については、「財政法」第四十四条第一項ただし書の規定による公債一兆五百七十一億円の増発及び「所得税法」及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律(第一条第一項の規定による公債一千九百九十九億円の発行を行うこととしている)。

この結果、平成六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ六千七百三十四億五千二百二十九万八千円減額され、七十二兆四千八百一十二億一千七百三十三万二千円となる。

平成六年度特別会計予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、道路整備特別会計等二十四特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、国民金融公庫及び中小企業金融公庫について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成六年度一般会計補正予算(第1号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年度特別会計補正予算(特第1号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成七年二月九日

地方行政委員長 岩本 久人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成六年度分における交付税及び譲与税配付金特別会計の

借入金を増額しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成六年度補正予算により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金が七千九百九十億四千円減少することになり、その補てん財源として、資金運用部資金から七千九百九十億四千円円の借入れを行うこととしている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「六兆七千七百三十五億二千八百九十九万九千円」を「七兆四千三百二十五億六千八百九十九万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「六兆七千七百三十五億二千八百九十九万九千円」を「七兆四千三百二十五億六千八百九十九万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成七年度	四千九百九十二億四千万円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百九十三億円
平成十年度	五千百九十九億円
平成十一年度	五千五百九十四億円
平成十二年度	七千六百七十一億三千八百万円
平成十三年度	八千六百七十七億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	千九百二億円
平成十五年度	二千九百十五億円
平成十六年度	二千三百二十四億円
平成十七年度	二千五百五十九億円
平成十八年度	二千八百十億円
平成十九年度	三千九十一億円
平成二十年度	三千三百九十五億円
平成二十一年度	三千七百三十五億六千万円
平成二十二年	五十九億円
平成二十三年	六十一億円
平成二十四年	六十五億円
平成二十五年度	六十七億円
平成二十六年度	六百四十六億円
平成二十七年	六百七十五億円
平成二十八年	七百五億円
平成二十九年	七百三十七億円
平成三十年	七百七十億円
平成三十一年	八百五億円
平成三十二年	八百四十一億円
平成三十三年	八百七十八億円
平成三十四年	九百十八億円
平成三十五年	九百六十億円
平成三十六年	千四百七十七億円
平成三十七年	千五百四十四億円

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

平成七年二月九日 参議院会議録第四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

審査報告書

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年二月九日

農林水産委員長 青木 幹雄
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農村における高齢化の進展等から、農業の担い手不足が顕在化しており、青年農業者の確保の重要性が増大していることにかんがみ、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待される青年の就農を促進するため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、無利子の就農支援資金の貸付けを中心とした特別措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度農業経営基盤強化措置特別会計補正予算に就農支援資金貸付金四十八億円が計上されている。

附帯決議

近年における農業就業者の急速な減少と高齢化の進展、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う農業経営環境の厳しさの増大等に対処して、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業の担い手となることが期待される青年農業者を確保・育成することが急務となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 就農促進方針の策定に当たっては、青年の就農に関する業務を行う団体・機関等と十分な調整を行い、地域の農業の実情を的確に反映したものとするよう指導すること。

二 就農計画の認定に際しては、新たに就農する青年の創意を活かしつつ、就農の実態に応じた弾力的な運用が行われるよう指導すること。

三 青年農業者育成センターの就農促進業務が円滑に行われるよう、新規就農に関する必要な情報が多量に集積される体制の整備に努めること。

四 就農しようとする者及び就農後の者に対し、都道府県、市町村、センター、その他関係する団体・機関等が連携を密にし、総合的かつ個々のニーズに合致した弾力的な支援活動を行うよう指導すること。

五 研修終了後の就農が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に十分な配慮を行うこと。

右決議する。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案
青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

(目的)
第一条 この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年の就農促進を

図り、もつて農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「青年」とは、農林水産省令で定める範囲の年齢の者をいう。

2 この法律において、「就農支援資金」とは、第四條第一項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)が同項の認定に係る就農計画(同条第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)に従つて就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるものをいう。

(就農促進方針)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県における青年の就農促進に関する方針(以下「就農促進方針」という。)を定めるものとする。

2 就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 青年の就農促進に関する基本的な方向
- 二 就農支援資金の貸付けその他の青年の就農促進を図るための措置に関する事項
- 三 青年の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項
- 3 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更するものとする。

4 都道府県知事は、就農促進方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(就農計画)

第四条 新たに就農しようとする青年は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の就農計画には、次に掲げる事項を記載

しなければならない。

一 就農時における農業経営又は農業従事の状態に関する目標

二 前号の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項

三 第一号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項

四 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 認定就農者は、認定就農計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による認定就農計画の変更の認定について準用する。

(法人の指定)

第五条 都道府県知事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県青年農業育成センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第六条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 就農支援資金の貸付けを行うこと。

二 新たに就農しようとする青年に対し、農業の技術又は経営方法の習得に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 青年農業者が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。

四 青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。

五 青年の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、青年農業者の育成を図るために必要な業務を行うこと。

(就農支援資金の利率、償還期間等)

第七条 前条第一号の就農支援資金は、無利子とする。

2 前条第一号の就農支援資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 前条第一号の就農支援資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4 前条第一号の就農支援資金の一認定就農者ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(就農支援資金の償還期間の特例)

第八条 センターは、認定就農者が地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて、農林水産省令で定めるところにより就農した場合に、就農支援資金について、その償還期間(据置期間を含む。)を八年を超えない範囲内で、その据置期間を五年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

(一時償還)

第九条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、就農支援資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

一 認定就農計画に係る研修の終了後就農しなかったとき。

二 就農支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 償還金の支払を怠ったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた認定就農者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十一条 センターは、政令で定めるところにより、その行う第六條第一号に掲げる業務(以下「貸付業務」という。)に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(業務規程)

第十二条 センターは、貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(次項において「業務規程」という。)を作成

し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十三条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第十四条 センターは、貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督等)

第十五条 都道府県知事は、第六条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、センターが第六条各号に掲げる業務を通正かつ確実に実施していないと認めるときは、センターに対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、センターが前項の規定による命令に違反したときは、第五条第一項の指定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第五条第一項の指定を取り消した場合における貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内

において、政令で定めることができる。

(負担金についての必要経費算入の特例等)

第十六条 センターが行う第六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

(都道府県の貸付け)

第十七条 都道府県は、センターが貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(国の貸付け)

第十八条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 国が前項の規定により貸し付ける資金(以下この条において「国の貸付金」という。)の額は、各年度において、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

3 国の貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(都道府県の特別会計)

第十九条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第三十二号)第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理)

第二十条 都道府県は、第十八条第三項の規定により国からの借入金金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

(農業改良資金助成法の特例)

第二十一条 農業改良資金助成法第二条第四項の青年農業者等育成確保資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の償還期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、必要と認められる種類の資金につき五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 第一項の資金の一認定就農者ごとの限度額は、農業改良資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(農用地の利用関係の調整)

第二十二条 農業委員会は、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(次項において「農用地」という。)について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従つて就農できるような努めをするものとする。

2 都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就農に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就農に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

めるものとする。

(援助)

第二十三条 国及び都道府県は、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(協力)

第二十四条 センター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人は、青年の就農促進を図るため、必要な情報を交換して、相互に協力するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第二条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に改め、「貸付け」の下に「及び青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第号)第十八条第一項の規定による貸付け」を加える。

第二条第一項中「同じ。」の下に「、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第三項の規定による償還金」を加え、「同法第三条」を「農業改良資金助成法第三条」に改め、「対する貸付金」の下に「、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項の規定による都道府県に対する貸付金」を加え、同条第二項中「都道府県に」を「同法第三条を」同条に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項に規定する青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条

第三項の規定による償還金の額に相当する金額は、第一項に規定する同法第十八条第一項の規定による都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う同法第十七条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められるに至ったときは、当該必要がないと認められる範囲内の金額については、この限りでない。

（農業改良資金助成法の一部改正）
第三条 農業改良資金助成法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「必要な資金」の下に「青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第 号）第二条第二項の就農支援資金を除く。」を加える。

審査報告書

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年二月九日

農林水産委員長 青木 幹雄
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を設ける等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度農業経営基盤強化措置特別会計補正予算に、農業改良資金貸付金百六十億円が計上されている。

附帯決議

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国農業・農村をめぐる情勢は一段と厳しさを増し、特に、地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域においては、その影響を一層強く受けることが懸念されている。

よって政府は、これら地域の農業振興対策の拡充を図るとともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 特定地域新部門導入資金制度の運用に当たっては、特定地域の基幹的産業である農業の振興に資するよう、条件不利地域における他の農業振興対策等との連携を図りつつ、対象地域の速やかな指定、地域の実態に即した円滑な貸付け等に万全を期すること。

二 新規作物等の導入に当たっては、農業改良普及員等により地域の特性に着目した関係情報の提供等きめ細かな対応を行うとともに、当該作物が定着するよう、関係機関が一体となって、適切な栽培方法、産品の流通ルートの確立、高付加価値化を図るための加工等について必要な助言、指導を行うこと。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行い」の下に「特定地域において新たな農業部門の経営を開始し」、「生産方式改善資金」の下に「特定地域新部門導入資金（当該

資金の貸付けを行う市町村に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）を加える。

第二条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特定地域新部門導入資金」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業経営の改善を促進するため普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経営（当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ。）を開始するに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条中「生産方式改善資金」の下に「特定地域新部門導入資金」を、「貸付け」の下に「（次項の規定により指定された市町村の区域内の農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除く。）を加え、同条に次の一項を加える。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市町村を、その申請により、この法律の定めるところにより農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けの事業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村に対し、当該事業に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第四条第一項の基盤整備計画その他これに準ずる計画で農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法の導入について定めたものを作成していること。

二 その他政令で定める基準に適合すること。

第四条中「前条を前条第一項に改め、「百分の九十」とし」の下に「特定地域新部門導入資金」を加える。

第五条第一項中「それぞれの種類ごとに、」を「（以下）に、「政令で、」特定地域新部門導入資金にあつては十二年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに政令で改め、同条第二項中「据置期間は」の下に「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、」範囲内で、」特定地域新部門導入資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき五年を超えない範囲内で、それぞれ」を加える。

第六条第一項中「第三条を「第三条第一項」に改める。

第七条中「第三条を「第三条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八条中第四項を第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定地域新部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る特定地域新部門導入資金をもつて作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経営を開始することにより当該申請者の経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該作物若しくは当該家畜又は当該栽培管理方法若しくは当該飼養管理方法を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。

第十八条第二項中「貸付金」を「貸付金及び都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金（以下この項において「貸付金等」という。）の（含む。）及び（含む。）並びに（含む。）に、「貸付金」を「貸付金等」に改める。

第十九条第一項中「第三条を「第三条第一項」に

改める。

第二十二條第一項及び第二項中「第三條」を「第三條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(準用)

第二十三條 第四條から第七條までの規定は指定市町村(第三條第二項の規定により指定された市町村をいう。以下同じ。)が行う第三條第二項の特定地域新部門導入資金の貸付けについて、第九條から第十一條まで及び第十九條の規定は指定市町村について、第二十條第二項の規定は都道府県が行う第三條第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第六條第一項中「都道府県は」とあるのは「指定市町村は」と、第十九條第一項中「第三條第一項」とあるのは「第三條第二項」と、同項及び同條第二項中「農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)
2 青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第二十一條第一項中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改める。

審査報告書

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月九日

農林水産委員長 青木 幹雄
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該研究開発を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計補正予算に生物系特定産業技術研究推進機構出資金五十億円が計上されている。

附帯決議

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う我が国農業・農村への影響の緩和とその将来の発展のために、農業の生産現場に直結した革新的な研究開発を強力に推進することが急務となっている。
よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 基本方針の策定及び研究開発課題の設定に当たっては、農業者、農業団体等現場のニーズ及び意見を的確に反映し、関連業界、学識経験者等幅広い分野の専門知識を十分に活用するとともに、構造政策や生産対策等の政策との有機的な結合を図ること。

二 開発された研究成果については、生産現場への迅速な普及が必要であることにかんがみ、協同農業普及事業、農業構造改善事業等の各種施策において積極的に対応すること。

三 本法は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとなっているが、そのことによつて研究開発及びその成果の普及に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。

右決議する。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三條により送付する。

平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案
農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法

(目的)

第一條 この法律は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構(以下「機構」という。)に当該研究開発の業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じ、もつて農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的とする。

(基本方針)

第二條 農林水産大臣は、農業に関する技術の研究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(機構の行う農業に関する技術の研究開発等の業務)
第三條 機構は、生物系特定産業技術研究推進機構

構法(昭和六十一年法律第八十二号。以下「機構法」という。)第二十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、前條の規定に基づいて農林水産大臣が定める基本方針に従つて、次の業務を行う。

一 緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発であつて、民間の研究開発能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができるもの(農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第十六條第一項第一号及び第三号に掲げる業務を除く。)を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(出資)

第四條 機構は、前條に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(業務の委託)

第五條 機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第三條第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(特別の勘定)

第六條 機構は、第三條に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(機構法の特例)

第七條 第三條の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第七條第一項中「第二十九條第二項に規定する業務」とあるのは「第二十九條第二項に規定する業務及び農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(平成七

年法律第 号。以下「農業技術研究開発法」という。第三条に規定する業務」と、機構法第四十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び農業技術研究開発法」と、機構法第四十二条第二項及び第四十三条第一項中「又は農業機械化促進法」とあるのは「農業機械化促進法又は農業技術研究開発法」と、機構法第四十四条第二項中「及び農業機械化促進業務に係る出資」とあるのは「農業機械化促進業務に係る出資及び農業技術研究開発法第三条に規定する業務（以下「研究開発業務」という。）に係る出資」と、機構法第四十五条第一項中「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し」とあるのは「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し、研究開発業務に係る勘定に属する額に相当する額を研究開発業務に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務又は研究開発業務」と、機構法第四十六条第二項第二号中「定めようとするとき」とあるのは「定めようとするとき又は農業技術研究開発法第二条の規定により基本方針を定めようとするとき」と、同項第三号中「第三十九条」とあるのは「第三十九条又は農業技術研究開発法第四条第一項」と、機構法第四十七条第一項第六号中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務及び研究開発業務」と、機構法第五十条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は農業技術研究開発法」と、同条第三号中「第二十九条第一項及び第二項並びに農業技術研究開発法第三条」とする。

（農林水産省の試験研究機関の協力等）
第八条 機構法第五条の規定により業務の委託を受けた者を含む。は、第三条第一号に掲げる業務に對し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に對し、必要な助言及び協力を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（この法律の廃止）

2 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。
（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成七年二月九日

農林水産委員長 青木 幹雄
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行に要する経費は、平成七年度農業経営基盤強化措置特別会計予算に、農地保有合理化法人機能強化事業費として二十五億円が、農地保有合理化法人債務保証事業費として四億二千万円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

ウルグアイ・ラウンド農業合意による新たな国際環境の変化等厳しさを増す農業情勢に対応する

ため、農用地の利用の集積等により農業経営の体質強化を図ることが農政の重要課題となつてい

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、農地流動化の促進に万遺憾なきを期すべきである。

一 効率的かつ安定的な農業経営を速やかに育成するため、本法に基づき、市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の策定が平成六年度内に完了するよう努めるとともに、農業経営改善計画の認定が円滑かつ着実に

行われるよう、市町村等に対する適切な助言、指導を行うこと。

二 農地保有合理化支援法人による債務保証業務については、農地保有合理化法人による農業構造の改善に資する事業等の積極的な展開を図られるよう、その円滑な運用に努めること。

三 農地保有合理化法人の財務基盤を強化するための助成に当たっては、当該法人による農地の中間保有・再配分機能が十分発揮されるよう指導すること。

四 農地保有合理化法人による買入協議制度については、関係機関等との連携の下、望ましい担い手に対する効果的な農地利用の集積に資するよう、地域の実情を踏まえ、必要な助言、指導を行うこと。

右決議する。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日

参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 農地保有合理化法人第七條（第十一條）」を「第二節 農地保有合理化法人（第七條）」とし、第三節 農地保有合理化支援法人（第十一條）を「第三節 農地保有合理化支援法人（第十一條）」とし、「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。
第三節 農地保有合理化支援法人（指定）

第十一條の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）
第十一條の三 農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業

を行うものとする。

平成七年二月九日 参議院會議録第四号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 平成六年度の水田営農活性化助成補助金に関する法律案

二二

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日

参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

1 政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、平成六年度において、一般会計から、九十二億二千四百七十八万六千円を限り、同特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月九日

大蔵委員長 西田 吉宏
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地球環境の保全を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について所要の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案施行に伴う国際復興開発銀行に設けられる基金に対する拠出限度額は、平成六年度一般会計補正予算(第一号)の予算総則補正において、百十四億二千四百五十二万三千円、平成七年度一般会計予算の予算総則において、三百四十二億七千三百五十六万八千円とそれぞれ定められている。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年二月七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九

十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(銀行への拠出)

第二条の三 前条の規定により出資することができ金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。

第三条第一項中「前二条を」を「第二条及び第二条の二に改める。

第四条を次のように改める。

(拠出の方法)
第四条 政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、第二条の三の規定による拠出をすることができる。

第十条の二第四項中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

(国債による銀行への拠出等)
第十条の二 政府は、第四条の規定により拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

2 前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「出資した」とあるのは、「拠出した」と読み替えるものとする。

第十三条第二項中「第十条の二第二項を」を「第十条の三第二項に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月九日

大蔵委員長 西田 吉宏
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成六年度に政府等から交付される水田営農活性化助成補助金について、税制上、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とみなし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれの負担を軽減しようとするものであって、妥当な措置と認め

一、費用
本法律案施行に伴う平成六年度における租税の減収見込額は、約二億円である。

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成七年二月七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成六年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成六年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を

(所得税の特例)
第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成六年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成六年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第一条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成六年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からの交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(参照)

一月二十七日議長において、左のとおり議席を変更した。

四 釘宮 警君
五 堂本 暁子君
一〇 泉 信也君
一一 安恒 良一君
一六 寺崎 昭久君
一七 平野 貞夫君

一月三十一日議長において、左のとおり議席を変更した。

二四	星野 朋市君
二五	木暮 山人君
三〇	田村 秀昭君
三三	勝木 健司君
三八	野末 陳平君
三九	山田 勇君
四七	石井 一二君
五一	松尾 官平君
五二	西岡 瑞子君
五三	河本 英典君
五七	椎名 素夫君
五八	紀平 悌子君
二〇五	江本 孟紀君
二一〇	萩野 浩基君
二二一	小島 慶三君
二二七	粟森 喬君
二二八	猪木 寛至君
二二五	乾 晴美君
二二六	井上 哲夫君
二二三	笹野 貞子君
二三四	古川 太三郎君
二四一	池田 治君
二五二	磯村 修君
一一	平井 卓志君
五四	溝手 顕正君
五五	鈴木 栄治君
五六	安恒 良一君
五七	椎名 素夫君
五八	紀平 悌子君
五九	笠原 潤一君
六〇	西田 吉宏君
六一	野村 五男君
六三	狩野 安君
六四	坪井 一字君
六五	
六六	

六七	上野 公成君
七〇	成瀬 守重君
七一	鎌田 要人君
七二	合馬 敬君
七三	石渡 清元君
七四	井上 章平君
七五	吉川 博君
七八	守住 有信君
七九	青木 幹雄君
八一	浦田 勝君
八二	大塚 清次郎君
八五	柳川 覺治君
八六	竹山 裕君
八七	岡野 裕君
八八	大浜 方米君
八九	増岡 康治君
九五	遠藤 要君
九六	坂野 重信君
九七	林田 悠紀夫君
九八	沢田 一精君
一〇三	鹿熊 安正君
一〇四	尾辻 秀久君
一〇五	大島 慶久君
一〇六	真島 一男君
一〇七	関根 則之君
一〇八	太田 豊秋君
一〇九	吉村 剛太郎君
一一〇	山崎 正昭君
一一一	松谷 蒼一郎君
一一二	服部 三男雄君
一一三	野間 起君
一一五	岡 利定君
一一六	河本 三郎君
一一七	佐藤 泰三君
一一八	清水 達雄君
一一九	横崎 泰昌君
一二〇	陣内 孝雄君
一二二	二木 秀夫君
一二三	宮崎 秀樹君
一二四	松浦 孝治君
一二五	田辺 哲夫君
一二六	

一二七	鈴木 貞敏君
一二八	木宮 和彦君
一二九	久世 公麿君
一三〇	斎藤 哲男君
一三一	斎藤 文夫君
一三二	志村 哲良君
一三三	松浦 功君
一三四	森山 眞弓君
一三五	高木 正明君
一三六	大木 浩君
一三七	大河 原太郎君
一三八	伊江 朝雄君
一三九	北 修二君
一四〇	下条 進一郎君
一四一	前田 勲男君
一四二	板垣 正君
一四三	喜岡 淳君
一四四	谷畑 孝君
一四五	吉田 達男君
一四六	角田 義一君
一四七	萱野 茂君
一四八	岩崎 昭弥君
一四九	栗原 君子君
一五〇	峰崎 直樹君
一五一	今井 澄君
一五二	川橋 幸子君
一五三	大脇 雅子君
一五四	西野 康雄君
一五五	西川 潔君
一五六	三重 野栄子君
一五七	中尾 則幸君
一五八	坂 正敏君
一五九	島袋 宗康君
一六〇	國弘 正雄君
一六一	青島 幸男君
一六二	三石 久江君
一六三	下村 泰君
一六四	田 英夫君
一六五	喜屋武 眞榮君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 （税別）三円 送料三円 （税別）三円